

議案第34号

多可町大和体験交流活性化施設「なごみの里 山都」の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

記

施設名称・位置	指定管理者		指定期間
	所在	名称及び代表者名	
多可町大和体験交流活性化施設「なごみの里山都」 多可町八千代区大和1520番地1	多可町八千代区大和1520番地1	合同会社大和体験交流協会 代表社員 嶋田章夫	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで